

令和2年第7回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年7月27日（月） 13時31分開会
14時39分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校教育課主幹兼係長	西 康人

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第33号 指宿市なのはな教室管理運営要綱の制定について
 - ・ 日程第2 議案第34号 指宿市立中学校教科用図書の決定について

- ・ 日程第3 議案第35号 指宿市立高等学校教科用図書の決定について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第7回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第6回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告でございます。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

まず、記載はしてありませんが、7月8日は大雨注意報が出ておりましたので、各小中学校、学校の状況に応じまして、登校時の対策をとっていただきました。指宿商業高校につきましては、JR不通のため7月8日・9日の二日間は自宅待機となりました。また、例年ですと、7月20日で1学期を終了しますが、新型コロナウイルス感染症防止のための学校休校の対策により夏休みを短縮し、7月31日までとしております。

では、1項目目です。

鹿児島県義務教育課長が来庁し、学力向上について指導をしていただきました。私からは、事務局が、小中学校に学力向上に対して示してあります具体策をお伝えいたしました。

2項目目、6項目目の校長・教頭研修会では、学校経営や学力向上について研修をいたしました。

3項目目です。

国体・スポーツコンベンション推進室から、スポーツ振興課に異動になった職員に対しまして、辞令を交付いたしました。

4項目目です。

部・課長を除いた教育委員会事務局全職員に対しまして、面談を実施しました。お一人ずつの目標など、いろいろと伺って、良い面談ができたと思っております。

5項目目です。

夏休み期間中の教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容について、話合いをしたところでございます。

7項目目です。

教育委員4名と、大成小学校体育館仮設教室の視察に行き、校長先生から説明を受けながら、現状の把握をいたしました。

8項目目です。

4回目の中学校教科書用図書採択協議会が南さつま市で行われました。各中学校から推薦された、教科書調査研究委員の皆様方に研究をしていただき、その報告を基にして、地区の採択協議会と教科書の採択をまとめたところでございます。このあと、議案として提案されますので、よろしく願いいたします。

9項目目です。

公立高等学校の来年度の募集定員につきまして、地区の説明会が指宿市民会館で行われました。指宿商業高校につきましては、例年どおりの定数でいくのではないかとと思われます。

10項目目です。

小学校、中学校全生徒が行った結核に関する問診表にて、気になる児童生徒の報告がございました。その児童生徒一人ひとりに対しまして、結核対策委員の方々に審議をしていただきました。

11項目目です。

昨年度の運営報告と、今後の新しい市民会館の進捗状況について説明をさせていただきました。

12項目目です。

本日、新山川庁舎開庁式がありました。1階は文化ホール、2階は山川庁舎、3階は生涯学習等ができるスペースとなっており、エレベーターが新設され、利便性の高い庁舎となっております。

13項目目です。

指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が5回開催されました。感染防止対策のための話合いが行われたところでございます。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第2、議案第34号及び日程第3、議案第35号については、いずれも教科用図書の採択に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議案第33号、指宿市なのはな教室管理運営要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、議案第33号、指宿市なのはな教室管理運営要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市なのはな教室管理運営要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市なのはな教室とは、不登校の児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導・支援を行う施設として、指宿庁舎北側別館内に設置した適応指導教室のことであります。

これまでは内規として定めて運用しておりましたが、事業の趣旨を広く市民に周知し、より一層なのはな教室を利用していただきたいことから、今回要綱を制定しようとするものであります。

なお、附則において、この告示は令和2年7月28日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

指導員を任用する場合、免許や資格などは必要なのでしょうか。

(常深課長)

特に免許等は必要としておりませんが、子供相手の仕事となりますので、採用につきましては、しっかりと面接をして、人格を踏まえた採用を行っております。

(別府委員)

庁舎の北側別館というのは何処にあるのですか。

(常深課長)

以前、中央公民館がございました別の建物になりまして、保健センターの近くにあります。子供達が入り出す関係、あまり見られたくない子もおりますので、通学をしやすい場所ということで別館になっております。

(別府委員)

そういった場所があるというのは分かりました。

それから、なのはな教室に通うことで、その中では、また新たな仲間づくりができると思いますが、学校を離れることによって、学校の友達と距離ができるのではないかと、少し心配もあるのですが、その辺のところはどうでしょうか。

(常深課長)

その心配もありえますが、逆にその学校集団から離れて、自分を見つめ直す期間があってもいいのではないかと考えております。メリット・デメリットは、それぞれあるかと思いますが、メリットのほうを選んでおります。

(福富委員)

以前は内規ということでしたが、その内規の状態のときも、この申請書や許可書などはあったのでしょうか。

それから、今は何人くらいの児童生徒が利用しているのか教えてください。

(常深課長)

内規として定めており、それに不便等を感じることはなかったのですが、今回、要綱を制定して、広く市民の方々にもお知らせすることで、このなのはな教室の認知度を上げていって、利用の促進をしていきたいと考えております。

それから、昨年度の利用者につきましては、小学生が3人、中学生が8人の計11人でしたが、今年度につきましては、途中から入ってくる子もこれからおりますが、現段階では小学生が3人、中学生が4人の計7人となっております。

毎日通える子が少なくて、やはり通えない子のほうが多い中なのですが、その中で集まった者同士が交流をして、時にはトランプやゲームをしながら、心の通い合いをしたりしています。通常は、学習道具を持ってきて、学習を進めているのがほとんどでございます。

(福富委員)

要綱を作ることで認知度を上げていただいて、不登校の子供たちが行きやすい環境を作っていただけたらと思います。

(中村委員)

13条に、昼食費その他の経費については、と書いてあるのですが、昼食も出ることもあるのですか。その場合、時間設定はどれくらいなのでしょう。

(常深課長)

昼食はなく、給食が配膳されるということはないです。各自で持ってくるか、あるいは昼食を挟むときには、家に帰る等しております。その子に応じて、いろいろなパターンがあるようです。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第33号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1，議案第33号については、提案のとおり可決することといたします。

議事（非公開）

日程第2 議案第34号「指宿市立中学校教科用図書決定について」・・・原案同意

日程第3 議案第35号「指宿市立高等学校教科用図書決定について」・・・原案同意

8 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

これより、その他に入ります。

(七夕職務代理者)

先日、指宿市においても、幼児の新型コロナウイルス感染者が発生したとの報道がありました。そこで、夏休みに入りますけれども、夏休み期間中における児童生徒の生活上での注意点について、特に何かありましたら教えてください。

(常深課長)

そこについては、各学校に一任しております。学校生活と同様に注意していただくのが、マスクと手洗い・うがい。併せて、何か状況が変わったことがあったら、必ず学校にも連絡してくださいというお願いはしているかと思えます。

(福富委員)

知林ヶ島で水の事故がありまして、これから夏休みに入るので、学校からも注意をされると思います。以前、砂州を渡った際にはガイドさんが付いていらっしやったと思うのですが、何か危険ではないよう対応を呼びかけるとか、そのような指導はないのでしょうか。管轄外だとは思いますが、どのような状況で対応しているのか教えてください。

(吉元教育長)

それは水難事故に対してですか。

(福富委員)

子供の事故に対してです。

(常深課長)

水難事故・交通事故等については、夏休み前に各学校長に集まってお話しして、警察や消防、海上保安庁の方々からも実際の指導をしていただきながら、各学校で念入りに指導をいただいております。これまでも水難事故については、水泳指導の中で、着衣水泳等も含めて指導をいただいておりますので、繰り返しの指導になるかと思うのですが、入念に指導はいただいているところです。

(福富委員)

ガイドさんは市が委託しているのですか。ボランティアの方々はいらっしゃらないのでしょうか。

(鶴窪部長)

砂州のボランティアガイドにつきましては、観光課の所管になるかと思えます。現状は把握できておりませんが、以前は、砂州を無事に渡れる時間等を案内しておりました。安全に渡れるように、今から渡ったら帰ってこられませんという指導をしているのがボランティアガイドということで、私は認識をしております。

(福富委員)

各自で気を付けるしかないということですね。

(鶴窪部長)

渡るときには、各自で注意するしかないと思います。

(福富委員)

事故もあつたばかりです。前の日に天気が荒れたから、大きな波がきたと聞いておりますので、学校での指導をよろしくお願いします。

(吉元教育長)

それでは事務局から、望ましい学校づくりについて、学校整備室長に説明をいただきます。

(中島室長)

学校整備室です。よろしくお願いたします。

本日お配りいたしております資料、指宿市望ましい学校づくり調整会議令和元年度報告内容と、令和2年度教育行政の運営に関する基本方針の資料をご覧くださいと思います。

今後の予定といたしましては、来月の定例教育委員会のあとに、市長と協議・調整の場となっております総合教育会議を開催し、市望ましい学校づくりの調整会議での協議報告と、今年度の教育行政の運営に関する基本方針にあります、市内中学校の望ましい学校づくりについて、ご意見を伺おうと考えているところでございます。

本日は、その総合教育会議に向け、これまでの報告の概要等についてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページをご覧ください。

北指宿・南指宿中学校区会議でのご意見でございます。まず、(1)柳田小学校の通学区域の変更に関する意見についてですが、「柳田小学校区会議において、次のように意見集約されていることから、通学区域の変更(校区再編)は必要ないという柳田小学校区会議の意見を尊重すべきである」としています。中学校区会議では、そのように尊重すべきであるとしております。①から④までが、そのときの柳田小学校区会議での意見でございますが、特に④では、「交流学习等を通じて、中学校に進学したときに心細く感じる子供たちは、確実に減っていくと思う」とのご意見でございました。

(2)の中学校再編に関するご意見では、「指宿地域の3中学校の望ましい学校づくりに向けた協議を今後も取り組んでいく必要がある」となっております。

(3)のその他の意見としましては、「20年後を見据えて、指宿地域で1小学校と1中学校にするなどの様々な再編パターンを検討してほしい」というご意見があったところでございます。

次は2ページとなります。

西指宿中学校区の意見でございます。(1)の小学校の学校規模の適正化についての、アの今和泉小学校区の意見では、「ある程度の規模が将来にわたって確保できるよう、北指宿中学校区や開聞中学校区を含めた大きな枠組で再編を検討する必要がある」となっております。

それから、イの池田小学校区の意見では、一定規模の学級・学校が望ましいと考えるが、「学校再編が必要」という意見と、「ICT等を活用することで学校再編は必要ない」という意見があるということでございました。「もし学校再編をするのであれば、将来的に再度、再編することがないよう大きな規模で、将来を見据えて再編したほうが良い」というご意見でございました。

3ページをご覧ください。

(2)中学校の学校規模の適正化について、アの今和泉小学校区の意見では、「最初にある程度の規模、3つの中学校区で新しい中学校区を定めたあと、学校位置の検討を行う必要がある。中学校区を決める期間や学校位置を決める期間など、再編するために必要な期間やスケジュールなどを教育委員会が示した上で協議する必要がある」。

イの池田小学校区の意見では、中学校の再編についても、「必要」と「必要ない」との両意見がある。「教育委員会が、具体的に何年後に中学校を造る、それまでに各地域でどんな協議を進

めていくといった方向性を示してほしい」「池田小学校区は、公共交通機関が十分でないため、スクールバスの運行が必要である」。

(3)の両小学校区共通の意見としましては、「学校再編に対して不安を感じている人がいるので、丁寧な説明が必要である」ということとでございます。先程も申し上げましたとおり、「もし学校再編をするならば、学校規模は西指宿中学校区を含めた、北指宿中学校区と開聞地域で1小学校・1中学校が理想であり、長期的に将来を見据え、新しい学校の建築についても検討してほしい」というご意見でございました。

4ページをご覧ください。

開聞中学校区の意見でございます。(1)の小学校の学校規模の適正化について、アの開聞小学校区の意見では、「基本方針に基づき、川尻小学校との集約を目指してほしい」「集約の時期については、具体的な協議を進めながら定めてほしい」「地域より子供を優先して検討してほしい」などのご意見でありました。

イの川尻小学校区の意見では、「川尻小学校を存続させたいという意見もある」「基本方針に基づき集約するとしたら、川尻小学校に集約してほしい」「学校再編が必要という意見もある」「特認校制の活用について検討してほしいという意見もある」というご意見でございました。

5ページをご覧ください。

(2)の中学校の学校規模の適正化についてですが、「学校再編は必要である」「市内のすべての中学校が適正規模になるように、早急に学校再編を進めてほしい」。

(3)のその他の意見としましては、「開聞小学校と川尻小学校が再編に向けて進んだ場合は、集約する学校について要件を定め、開聞小学校に集約する場合や、川尻小学校に集約する場合など、選択肢をいろいろ出して検討を進めてほしい」「開聞・山川地域の小中学校を1校に再編する案を引き続き調査研究してほしい」「最終的には、子供たちにとって何が本当に大切なのか再確認をする必要がある」などのご意見があるところでございます。

なお、山川中学校区会議では、新生「山川小学校」に関する調整を行っておりまして、中学校についての協議は、再編準備が落ち着いた頃と考えていたところでございます。各調整会議での意見を伺いますと、「中学校の再編から先に検討すべき」との意見が多いようであったことから、6ページになりますけれども、本年度の教育行政の運営に関する基本方針では、学校規模の適正化については、新生「山川小学校」の開校に向けた校舎改修工事等を行います。併せて、望ましい学校づくり基本方針についての協議を継続して進めるとともに、教科担任制の教員確保や、様々な部活動の選択が可能となるよう、市全域における中学校の望ましい学校づくりに向けた取組も推進しますとしているところでございます。

次の資料につきましては、市内の中学校の位置と、生徒数の推移を記載してございます。北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校については、参考例として示してございますが、これにつきましては、以前に開催した説明会での資料に、再編の参考例として示した部分もございましたので、今回は参考として合計数を記載しているところでございます。

以上で、資料についての説明は終わりますけれども、冒頭で申し上げましたとおり、総合教育会議では、市全域における中学校の望ましい学校づくりについてご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、総合教育会議の資料といたしましては、さらに具体的な資料を今後、準備していきますので、それをご覧になって、当日いろいろなご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

こちらについては、総合教育会議のときに議題にいたしますので、そのときに話し合いたいと思います。

次に、指宿商業高等学校の休業日変更について、学校教育課長に説明していただきます。

(常深課長)

小中学校におきましては、先般、夏季休業日変更を報告させていただいたところですが、指宿市立指宿商業高等学校学則第6条に規定されている休業日の変更について、報告させていただきます。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市立指宿商業高等学校の夏季休業日を今年度に限り変更しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更理由につきましては、6月30日と7月6日から9日までの計5日間、大雨のためのJR運転見合わせに伴う臨時休業により、実施できなかった授業を補充するため、夏季休業日の期間を短縮し、年間授業時数を確保しようとするものであります。

変更内容につきましては、今年度に限り「7月21日から8月31日まで」を「7月21日から8月26日まで」とし、8月27日、28日、31日の3日間を午前中の50分3時限授業とするものであります。

以上で、報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第7回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。